競争的資金等の不正防止に係る取引事業者からの誓約書の提出について

東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定（令和４年２月１日改正）に基づき、伝承館における競争的資金等の適正な管理等に関する規程（以下「規程」という。）を令和４年９月２８日に制定し、競争的資金等の不正使用を未然に防止する取組を行っています。

この取組は、伝承館（物品購入等の発注者）のみならず、受注、納品等を行う取引事業者の御理解と御協力が必要不可欠でありますことから、伝承館との競争的資金等による物品等の取引に当たっては、規程に基づく誓約書の提出を求めることとしております。

つきましては、本趣旨を御理解のうえ、下記により誓約書の提出をお願いします。

記

１　誓約書の提出を求める対象範囲

伝承館との競争的資金等による物品等の取引を行う全ての事業者とします。ただし、次の者を除きます。

①　国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
②　国際機関、外国企業等
③　電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
④　営利目的としての相手方ではない個人（謝金、報酬等対象者）
⑤　その他、本件対象になじまない業種、取引等

２　誓約書の提出等

（１）提出方法等

郵送又は直接持参により、伝承館企画事業部事業課に提出してください。

（２）提出回数

１回（誓約書に有効期限はありません。）

（３）誓約書の様式

誓約書（規程様式第２号）のとおり。

３　問い合わせ先

伝承館企画事業部事業課【競争的資金等の使用等に関する窓口】

電話 0240-23-4402　　FAX　0240-23-4403

電子メール archive@fipo.or.jp

【参考】

1　研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）　（抜粋）

第４節　研究費の適正な運営・管理活動（機関に実施を要請する事項）
（３）不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じ｀る。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
第４節　研究費の適正な運営・管理活動（実施上の留意事項）
② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。 ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ・構成員からの不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

2　東日本大震災･原子力災害伝承館における競争的資金等の適正な管理等に関する規程（抜粋）

（誓約書） 第８条　最高管理責任者は、会計の不正防止意識の浸透を医るために、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員等から、誓約書（様式第 1 号）を徴取することとし、誓約書を提出しない場合は、競争的資金等の運営及び管理に関わることができないものとする。 ２　最高管理責任者は、取引事業者に対して、この規程で定める会計の不正防止対策等を周知し、取引実績等を考慮した上で、誓約書（様式第 2 号）の提出を求める。

3　東日本大震災・原子力災害伝承館における競争的資金等不正防止計画（抜粋）

４　競争的資金等の適正な運営及び管理活動	
不正発生要因	不正防止計画
職員等と取引事業者との関係が緊密化	職員等と取引事業者との緊密化を防止するため、取引事業者から不正な取引をしない旨の誓約書を規程に基づき徴取する。
	研究事業の抽出による物品等の確認を徹底する。
発注物品の検収体制及び検収確認が不十分	検品検収体制を職員等に周知徹底する。
	発注する物品購入について、納品事実の確認を行う。

	特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成等）に関する検収について、検収員は研究員に動作状況の提示・説明を求め、動作及びデジタル機器上における成果物で確認するなど実効性のあるルールに基づき行う。
	機器の保守・点検等に関する検収について、検収員は立会い等による現場確認及び作業報告書等で確認する
検収業務の形骸化（検収員の確認のみ）	納品確認の際に疑義が生じた物品については、発注者に購入目的等の確認を行う。
６　モニタリングのあり方	
不正防止推進体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリング並びに不正発生要因のリスク除去が不十分	不正防止計画
	不正発生要因を除去するために研究者及び会計事務担当者に対してヒアリング等を行い、不注発生要因となるルールと実態との乖離を把握し、ルールを見直す体制を整備する。
	内部監査の実施に当たって、会計書類の形式的用件のチェック 及びルールとの照合を行い、必要と認める場合には、取引事業者にヒアリング及び帳簿の確認を実施する。
	部監査では、一般監査のほか実態に即して不正発生要因を分 析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプル を抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施 する。